○富山市猿倉山森林公園条例施行規則

平成17年4月1日富山市規則第188号

改正 平成 1 7 年 9 月 3 0 日富山市規則第 3 1 2 号 平成 2 6 年 9 月 2 9 日富山市規則第 6 6 号 令和元年 5 月 2 7 日富山市規則第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市猿倉山森林公園条例(平成17年富山市条例第211号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により施設の使用の承認を受けようとする者は、富山市猿倉山森林公園使用承認申請書を条例第3条の2に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)に提出しなければならない。

(使用の承認)

第3条 指定管理者は、施設の使用を承認したときは、富山市猿倉山森 林公園使用承認書を交付するものとする。

(使用承認事項の変更)

第4条 施設の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに前条の使用承認書を添えて指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認の取消し)

- 第5条 条例第6条第1項の規定により施設の使用の承認を取り消した ときは、指定管理者は、その旨を書面で使用者に通知するものとする。 (附属設備の使用料)
- 第6条 条例別表に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。 (使用料の還付)

- 第7条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次に定めるところによる。
 - (1) 条例第9条第1号に該当するとき。 全額
 - (2) 条例第9条第2号に該当するとき。 別に定める額
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、富山市猿倉山森林公園使用料 還付申請書に使用料領収書を添えて、市長に提出しなければならない。 (端数計算)
- 第8条 前条第1項の規定による使用料の還付の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

(損傷又は滅失の届出)

第9条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその 旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。 (細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、富山市猿倉山森林公園の管理 に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日富山市規則第312号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月29日富山市規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年5月27日富山市規則第2号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表(第6条関係)

種別	単位	1回の使用料(円)
テント	1日につき	4 5 0